

国民健康保険徴収促進・適用適正化事業

市町村又は広域連合において離職者・雇止めされた労働者等を臨時職員として採用し、被保険者等への戸別訪問等を行うことにより、国民健康保険の保険料収納率の向上や被保険者の適用適正化などを図る。

概念図

市町村国保・広域連合

※離職者・雇止めされた労働者等を
中心に嘱託職員として採用

戸別訪問
・保険料徴収

戸別訪問

窓口での
相談

保険料滞納者

被保険者

・収納の適正化
(保険料減免
・分割納付)

・被保険者証
未達解消
・離職者等の
医療の確保

事業の内容

(具体的な事業イメージ)

- ・保険料の滞納者への戸別訪問、夜間・休日訪問を行い、徴収の促進及び滞納被保険者の実態把握を図る。
- ・被保険者証が未着となった被保険者に対して戸別訪問を行い、対面で被保険者証の交付及び制度説明を行う。
- ・市町村窓口におけるきめ細かな相談体勢の構築を図る。
- ・離職者が多数発生した企業への訪問等を通じて国民健康保険の適用を勧奨し、もって離職者等の医療を確保する。

(定性的効果)

- ・国保の保険料の収納率向上に資する。保険料減免も含め、被保険者の個々の事情に応じた納付相談に資する。
- ・被保険者の住所等の確認や被保険者証の対面交付を通じてのきめ細かな制度説明及び届出勧奨に資する。
- ・離職者等の医療の確保を図ることができる。国民健康保険の未適用者を減少させることができる。